

・平成29年度経費分担に関する規程（一般会計）

- 第1条 会員の経費分担金は、均等割・事業分量割の合計額とする。
- 第2条 均等割は、経費分担金に35.0%を乗じて算出し、1金庫につき2,712千円とする。
- 第3条 事業分量割は、経費分担金から第2条の均等割額を控除した金額に、会員の平成28年度上期平残における預金量に対し、100万円につき8.043円の割合を乗じて計算した額とする。但し、預金量の100万円未満及び事業分量割の1千円未満の額は、これ
- 第4条 新たに加わった会員の経費分担金は、前条までの規程に準じて会長が総会に諮りこれを定める。
- 第5条 合併又は事業譲渡によって消滅した会員の経費分担金は、合併後存続する会員若しくは設立された会員、又は事業を譲り受けた会員が併せ納入するものとする。
- 第6条 会員は、経費分担金を上期及び下期の期初に納入するものとする。
- 第7条 この規程に別段の定めのない事項は、総会の決議による。

・平成29年度経費分担金（一般会計）

金庫名	28年度上期 平残預金量 百万円	均等割		合計 千円
		35%	事業分量割 (@8.043円)	
しずおか	817,161	2,712	6,573	9,285
静岡	677,548	2,712	5,450	8,162
浜松	1,561,456	2,712	12,559	15,271
沼津	487,093	2,712	3,918	6,630
三島	827,074	2,712	6,652	9,364
富士宮	299,434	2,712	2,408	5,120
島田	467,402	2,712	3,759	6,471
磐田	684,293	2,712	5,504	8,216
焼津	567,068	2,712	4,561	7,273
掛川	381,643	2,712	3,070	5,782
富士	323,376	2,712	2,601	5,313
遠州	421,621	2,712	3,391	6,103
合計	7,515,169	32,544	60,446	92,990

(参考) 28年度上期平残は、「県内信用金庫上期中預金平残」による。